

「医療法人監査機構」設立趣意書

1、医療法人監査機構設立の背景

情報開示

2007年4月医療法の改正により、医療法人の都道府県知事への書類の届出、閲覧等について明確に規定されました。社会医療法人債を発行する医療法人についての公認会計士・監査法人による監事報告書の添付義務、全医療法人の決算時作成書類が各都道府県において金融機関を含む一般の者が閲覧することが可能となりました。

ガバナンスの強化

理事・監事・社員総会など医療法人の内部統制（ガバナンス）が強化されました。

特に監事要件に関し監査の実質・実効性を担保する強化が行われました。当該法人の業務と財産状況において、不正や違反の事実がある場合に都道府県知事への報告義務・理事長への意見陳述義務が付加されました。医療法人のコンプライアンス遵守の評価は内部統制・監査の自己責任遂行が保証となりました。

現状

上記、の画期的改正にも拘わらず現状では、を前提にしたの監事要件に対応できる監事を有している医療法人は極めて少ない状況であり、このまま行けば監事の成り手が無い「欠格医療法人」が増えるおそれがあります。

コンプライアンス医療経営

相次ぐ企業不祥事で従業員個人の良心・倫理観が大きく企業経営に影響することが明らかになりつつある中で、上場企業への経営のチェック、透明性が要求され、コンプライアンスの追及は益々強化されつつあります。医療や介護では特に働く人の意識が重要であり、IT化や雇用の流動性、超高齢社会到来による変革は医療や介護の分野においては法と行政による一層の規制が強化される方向です。消費者保護法・個人情報保護法・商法改正など実質的規制と医療法改正は同機軸にあります。公的保険料・税金を投入する医療や介護事業経営はその用途について、地域住民に情報公開を通じて明確にする必要があります。コンプライアンスの更なる遵守が不可欠であり、情報公開は病医院と地域の新たな「コミュニティ」づくりの第一歩として、地域における医療経営の継続性につながるものであります。

2、「医療法人監査機構」設立趣意

医療法改正による医療法人監事の役割は医療法人の社会性・公益性・非営利性の観点から内部統制の重責を負います。適格者が出現しにくい状況であることに鑑み、現行監事の監査をサポートとする適正な簡易業務監査の実施、監事となるべき者の紹介などを目的とする「支援機構」を設立します。

活動として、

医療法・地域連携・社会性・公益性・非営利性と内部統制の研修

オリジナル監査チェックリストを作成し監事への簡易業務監査によるサポート（監査証明発行）

監事の紹介（全国地域医業研究会会員で医療法人監査機構認定研修修了者に限定）

を主目的とします。又、附帯事業として、監査事例の集積・外部へのセミナー等も行います。

2008年2月13日

全国地域医業研究会 「医療法人監査機構」設立準備委員会

代表幹事	萩谷 孝男
副幹事	大塚 雅明
同	増田 一
幹事	會田 幸之
同	丸山 定夫
事務局	常盤佳代子